

ハラスメントは人権侵害です

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

心無い言動によって、気が付かないうちに自分自身がハラスメントの加害者になってしまっているかもしれません。相手の気持ちや立場を理解し、価値観の違いを尊重することが大切です。

■ハラスメントとは

ハラスメントとは、様々な場面での嫌がらせのことをいいます。相手に対する言動が本人の意図には関係なく、相手が不快に思い傷ついたり、不利益を被ったりするとハラスメントになります。ハラスメントは社会的に許されない行為であり、重大な人権侵害です。



■ハラスメントの種類

①セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手を不快にさせる性的な言動をいいます。

②パワー・ハラスメント(パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化せたりすることをいいます。なお、業務上の命令や指導に対して受け手が不快と感じた場合でも、業務の適正な範囲で行われた場合にはパワー・ハラスメントに該当しません。

③モラル・ハラスメント(モラハラ)

言葉や態度などによって、相手の人格や尊厳を傷つけ、精神的苦痛を与えることをいいます。

④マタニティ・ハラスメント(マタハラ)

職場において妊娠・出産・育児休業などを理由とする解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いや職場内で嫌がらせをすることをいいます。

⑤ジェンダー・ハラスメント(ジェンハラ)

性別により社会的役割が異なるという固定的な概念(ジェンダー)に基づいた差別や嫌がらせをすることをいいます。例えば、「男(女)のくせに」という発言で相手を罵倒することや、女性社員だけにお茶くみをさせることなどが該当します。

⑥SOGI(ソジ)・ハラスメント(ソジハラ)

「SOGI」とは、「**S**exual **O**rientation(性的指向:好きになる人の性別)」と「**G**ender **I**dentify(性自認:自分がどの性別かという認識)」の頭文字を取ったもので、国際的に使われている言葉です。好きになる人が異性ではないことや、身体の性と心の性が一致しないことで差別的な言動や嫌がらせをすることをいいます。

■ハラスメントの被害を受けたら

①ハラスメントを受けた日時、場所、内容などについてできるだけ詳しく記録しておきましょう。

②一人で悩まず、身近で信頼できる人に相談しましょう。そこで解決することが困難な場合には、相談窓口に相談しましょう。

◆相談窓口

みんなの人権110番(法務省) ☎0570-003-110

女性の人権ホットライン(法務省) ☎0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口(法務省) <https://www.jinken.go.jp/>



児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、8月分以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。該当の方には8月上旬までに通知を発送します。提出がない場合、資格があっても手当を受給することができなくなりますので必ず提出してください。通知が届かない場合は、町民福祉課へご連絡ください。

また、所得超過等により支給停止となっている方でも、現況届を提出していただくことにより新たに該当する場合がありますので、必ず提出をお願いします。

●受付期間

児童扶養手当 8月2日(月)~8月31日(火)

特別児童扶養手当 8月12日(木)~9月13日(月)

必ず期間中に提出してください。

●提出時にお持ちいただくもの

・印鑑(朱肉を必要とするもの)

・(特別)児童扶養手当証書

※令和3年1月1日現在で神川町に住民登録がなかった場合は、令和3年1月1日現在で住民登録していた市町村で発行された「所得証明書」をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

バイクや軽自動車等にかかる届出をお忘れなく

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町内の住所または定置場が登録されているバイクや軽自動車等には、「4月1日」時点の登録内容で軽自動車税が課されます。登録されている車両の登録内容の変更、抹消登録(廃車)等の手続きには、所定の届出が必要となります。

●車両の売買・譲渡などによって所有者が変わるとき

売買や譲渡などで所有者が変更となるときは名義変更の届出をしてください。他人名義の車両をそのまま使用することはトラブルの原因となります。

●住所や氏名が変更になったとき

車両所有者の住所や氏名などが変わったときは、変更の届出をしてください。この手続きを怠ると、納税通知書が届かなくなってしまうなど、使用上不都合が生じる場合があります。

●車両の使用をやめたとき

車両を処分したことなどにより所有しなくなったときは抹消登録(廃車)の届出をしてください。この手続きをしないと課税され続けることとなります。

※125cc超のバイクや軽四輪車はそれぞれ下記表中の取扱窓口でナンバー標識が交付されます。登録内容の変更や抹消登録も同じ窓口で行われるため、役場では手続きできませんのでご注意ください。

区分	取扱窓口	所在地	電話
・原動機付自転車(125cc以下)	神川町役場 税務課	神川町大字植竹 909	0495-77-2116
・小型特殊自動車(農耕車等)	神泉総合支所 地域総務課	神川町大字下阿久原 816-1	0274-52-3271
・軽二輪車	関東運輸局埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原 字下林 701-4	050-5540-2027
・二輪小型自動車(125ccを超えるバイク)			
・三輪・四輪軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所	熊谷市新堀字北原 960-2	050-3816-3112

軽自動車税の納め忘れはありませんか?

まだ納付がお済みでない方は、至急納付をお願いします。紛失等により納付書をお持ちでない方は、再発行しますので税務課までご相談ください。